

スーパーファンド法（ CERCLA(1980)、 SARA(1986) ）

過去に発生した汚染物質の浄化を主目的とした法律

1. 浄化のための財源基金の財源

(1) 責任当事者

(2) 積立基金(赤文字はSARAにより追加)

1) 企業(5年間のCERCLAの後、 SARA による10年期限付きで継続)

・石油税: 主な財源

・特定化学製品に対する物品税: Superfund siteに汚染されている43種類の毒性物質

・輸入化学派製品に対する税: 海外で生産された化学物質の輸入会社に

・環境法人税: 200万ドル以上利益を得る企業に(特に、製造業¹⁾と鉱山業が41%負担)

2) 国民(一般税収入)

1) 化学製品、石油製品等

2. 浄化費用負担責任者: 以下の4者を潜在的責任当事者 (PRP) とし、連帯責任を負う

・汚染された施設の現在の所有者あるいは管理者

・有害物質が放出された時点の当該施設の所有者あるいは管理者

・当該施設に運び込まれた有害物質の発生者

・当該施設に有害物質を運搬した輸送者

3. 法の特徴

・厳格責任: 過失がなくとも、損害賠償責任を負うこと(⇔過失責任)

・遡及効 : その効力が過去の行為にも及ぶこと

・連帯責任: それぞれの自己の分担割合についてのみ責任を負うのではなく、PRPそれぞれが、単独で浄化の全責任を負う可能性がある。

4. 浄化対象物件選定プロセス

